第

5 3 1 6

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 9月 25日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 個人番号カードの交付方法が改正に

Q:個人番号カードの交付方法が改正されたそうですが、どのようになったのですか?

A: 3つの方法が追加されました。

【解説】

総務省は、マイナンバー制度が定着するようにと、個人番号カードの交付方法を3パターン追加する改正を行いました。

これまでは、カードの交付を受ける場合に、 申請者本人が確認書類を役所に持っていき、 交付を受けなければなりませんでしたが、次 の3つの方法も認められることとなりました。

- ①申請時に住所地の市町村が指定する場所に 出頭した場合において、厳格な本人確認が 可能であるときには、交付時に出頭するこ となく、本人が確実に受け取れる方法でカ ードの交付を行う方法(申請時来庁方式)
- ②東日本大震災の被災者やDV 被害者等の住所 地の市町村の事務所に出頭することが困難 な者について、当該者の居所地の属する市 町村を経由してカードの申請を行うことが できる方法(居所経由申請方式)
- ③法人の従業者等について、勤務先の事務所 等が所在する市町村を経由してカードの申 請を行うことができる方法(勤務地経由申 請方式)







